

# 令和3年第4回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年3月25日(木) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	朮山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言(午後 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町教育委員会ハラスメント防止要綱について

日程第 4 議案第 2 号 大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 議案第 3 号 大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 6 議案第 4 号 大山町立学校の学校医の委嘱について

日程第 7 議案第 5 号 大山町社会教育委員の委嘱について

日程第 8 議案第 6 号 大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 9 議案第 7 号 大山町青少年育成指導委員の委嘱について

日程第 10 議案第 8 号 大山町スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 1 1 議案第 9 号 令和 3 年度 要保護・準要保護児童生徒の認定について

日程第 1 2 議案第 1 0 号 指定学校の変更について

日程第 1 3 議案第 1 1 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和 3 年 4 月 日 ( ) 午 時 分

5. 閉会宣言 (午後 時 分)

## 報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
2 月 26 日	金	大山町議会3月定例会(報告・提案説明、補正予算の質疑・討論・採決)
3 月 1 日	月	大山町障害者計画策定委員会
2 日	火	大山町議会3月定例会(全議案の質疑)、中山小学習会閉講式
3 日	水	中山中教育長表彰
4 日	木	通級入級検討会、大山中教育長表彰
5 日	金	六長合同会議
6 日	土	教職員人事異動最終折衝、教育長内示(白兔会館～7日)
8 日	月	大山西小、名和中教育長表彰
9 日	火	臨時教育委員会(非公開:人事関係)
10 日	水	議会一般質問(～11日)
12 日	金	町内中学校卒業証書授与式
15 日	月	公民館運営審議会、社会教育委員協議会、 日本海新聞ふるさと大賞2020表彰式(大山支所)
16 日	火	大山町議会3月定例会(補正予算以外の討論・採決・閉会)
17 日	水	大山青年の家給食会理事会、名和小教育長表彰、松岡建設より寄付
18 日	木	大山カレッジ修了式
19 日	金	町内小学校卒業証書授与式、定例記者会見(大山町ふるさと教材)
23 日	火	大山ひめぼたる保育園竣工式、大山町スポーツ協会理事会
24 日	水	教職員離任式(中山農村環境改善センター)
25 日	木	大山きゃらぼく・名和さくらの丘・中山みどりの森保育園卒園式、 定例教育委員会

### 今 後 の 予 定

26 日	金	大山・庄内保育所卒所式
29 日	月	西伯郡教育長会
4 月 1 日	木	大山町役場辞令交付式、大山町教育委員会辞令交付式、 町教職員へのあいさつ式
7 日	水	町内小・中学校始業式
8 日	木	町内小・中学校入学式

議案第1号

大山町教育委員会ハラスメント防止要綱について

大山町教育委員会ハラスメント防止要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 別紙のとおり

## 大山町教育委員会ハラスメント防止要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、大山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管轄する教職員等の職場におけるハラスメント行為の防止に関し必要な事項を定め、相互に人権を尊重しあう良好な職場環境及び教育行政に対する信頼性を確保することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）教職員等 大山町立学校に勤務する全ての教職員及び同じ職場で働く町職員をいう。
- （2）職場 教職員等がその職務を遂行する場所をいい、公務のための旅行先その他教職員等が通常勤務をする場所以外の場所及び職場の上下関係や人間関係がそのまま持続する宴席、その他実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。
- （3）ハラスメント セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなど、職場における本来の業務、指導、人材育成等の適正な範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害するような嫌がらせ等を継続的に行い、それを受けた教職員等の働く環境を悪化させたり、雇用について不安を与えたりすることをいう。ただし、言動によっては繰り返し又は継続的に行わない場合も該当する。また、教職員等が職務上接する教職員等以外の者から受ける行為又は教職員等以外の者に行う行為を含む。
- （4）セクシャルハラスメント 職場において行われる教職員等を不快にさせる性的な言動をいう。
- （5）パワーハラスメント 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる言動をいう。
- （6）妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において行われる次に掲げるものをいう。
  - ア 教職員等が妊娠若しくは出産したこと又はこれらに起因する症状による勤務への影響に関する言動であって、当該教職員等の就業環境を害するもの
  - イ 教職員等が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること等に関する言動であって、当該教職員等の就業環境を害するもの

### （教育委員会の責務）

第3条 教育委員会は、教職員等によるハラスメント行為の未然防止及び排除に努めるものとする。

2 現にハラスメント行為が発生した場合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて教育委員会全体の再発防止策を講じるものとする。

この場合において、被害事案に係る苦情相談に当たっては、被害者及び行為者のプライバシーの保護に十分留意するものとする。また、教職員等が、相談したこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な扱いを受けることがないように十分留意するものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は所属職員がその能力を十分に発揮することができる良好な職場環境を確保するため、所属職員に対し、執務を通じた指導や研修会などによる意識啓発を行い、ハラスメントの防止に努めるものとする。

(教職員等の責務)

第5条 教職員等は、ハラスメント行為が単なる当事者の問題ではなく、職場全体及び教育行政全体の問題であり、かつ、人権侵害であるとの認識に立って、その防止に努めるものとする。

2 教職員等は、現にハラスメントが発生していると認めるときは、所属長又は次条に規定する相談窓口にご相談する等、その解決に向け積極的に行動するものとする。

(苦情・相談への対応)

第6条 教育委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、相談窓口を設置する。

2 相談窓口の職員は教育長が指名する教育委員会事務局職員とし、男女各1名を置く。

3 相談窓口の職員は、教職員等が受けた又は行ったハラスメント行為に係る苦情相談の聞き取り及び調査、被害者に対する助言、行為者及び所属職場に対する助言及び指導等により、当該事案を迅速、かつ、適切に解決するよう努めるものとする。

4 相談窓口の職員は、苦情を受けた内容等を苦情・相談記録簿（別記様式）に記録し、処理経過とともに教育長へ報告するものとする。

5 相談窓口への相談方法は、電話、文書（郵送、メール）及び面接のいずれかによるものとし、匿名による相談も可能とする。

6 教育委員会は、相談窓口で受けた苦情相談に関して、ハラスメント行為が生じた教職員等の所属職場又は関係機関と連携し、必要な是正措置、再発防止策を図るものとし、事実の内容等から判断し、必要と認めるときは、次条に規定するハラスメント防止委員会にその処理を依頼するものとする。

(ハラスメント防止委員会の設置)

第7条 ハラスメントに関する相談等に対し、適切、かつ、効果的に対応するためのハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、ハラスメントに関する相談のうち、前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、必要な助言を行うものとする。

3 委員会は、教育長を委員長とし、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 教育長

(2) 教育次長

(3) 幼児・学校教育課長

(4) 学校教育室長

(5) 教職員団体推薦者 2名（相談者が町職員の場合は、町職員労働組合から2名）

(6) その他必要と認める者 若干名

(プライバシーの保護等)

第8条 苦情相談の対応に当たっては、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底するとともに、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより、不利益を受けることのないよう十分留意しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

苦情・相談記録簿

<p>苦情・相談日時</p>	<p>年            月            日（ ）            午前・午後            時            分から            午前・午後            時            分まで</p>	
<p>相 談 者</p>	<p>所 属</p>	
	<p>氏 名</p>	<p>男 ・ 女</p>
<p>苦情相談方法</p>	<p><input type="checkbox"/>面談      <input type="checkbox"/>電話      <input type="checkbox"/>その他（                      ）</p>	
<p>苦情相談場所</p>		
<p>相談窓口の職員</p>		
<p>苦情相談内容〔いつ・どこで・誰が・どのように（具体的内容）等〕</p>		
<p>対応</p>		
<p>備考</p>		

議案第 2 号

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

大山町教育委員会

教育長 鷺 見 寛 幸

大山町立学校支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大山町立学校支援補助金交付要綱(平成 3 0 年 4 月 1 日施行)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (新型コロナウイルス感染症対策に係る補助 対象経費の臨時措置) 2 (略) 3 <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1</u> <u>日までの間においては、第 4 条の規定にか</u> <u>かわらず、教育活動費として「児童生徒の</u> <u>保護者が負担する修学旅行等に係る経費</u> <u>で、新型コロナウイルス感染症対策で増額</u> <u>となったバス借上料に係る経費」を本補助</u> <u>金の対象経費とする。</u>	附 則 (施行期日) 1 (略) (新型コロナウイルス感染症対策に係る補助 対象経費の臨時措置) 2 (略) (新設)

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

大山町教育委員会

教育長 鷲見 寛幸

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大山町一時的保育事業実施要綱(平成17年大山町告示第14号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大山町一時保育事業実施要綱

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合は、当該移動項等を当該移動後項等に改め、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合は、当該移動後項等を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)を当該移動様式に対応する同表改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>大山町一時保育事業実施要綱</u> (対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、<u>次の各号のいずれかに該当する児童とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>大山町一時的保育事業実施要綱</u> (対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、<u>大山町保育の必要性の認定基準に関する規則(平成27年大山町規則第6号)第3条各号に規定する保育の必要性の基準に該当しない満1歳から小学校就学前までの児童とする。</u></p>

(1) 大山町内に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所に在籍していない満1歳から小学校就学前までの児童

(2) 保護者の里帰り出産のために一時的に町内に滞在する児童で、満1歳から小学校就学前までの児童

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとし、利用日数は週3日を限度とする。

(1) 非定型的保育サービス 保護者の就労形態やボランティア活動等への参加により、家庭における保育が断続的に困難となる場合に児童の保育を実施するサービス

(2) 緊急保育サービス 保護者の傷病、入院や冠婚葬祭、地域活動等への参加等により、家庭における保育が緊急・一時的に困難となる場合に、児童の保育を実施するサービス

(3) (略)

(4) 里帰り出産による保育サービス 保護者が里帰り出産をする場合で、かつ、家庭における保育が一時的に困難となる場合に出産予定日から起算して8週前の日から、出産日から起算して8週後の日までの期間の範囲内において児童の保育を実施するサービス

(実施施設)

第4条 事業の実施施設(以下「実施施設」という。)は、次のとおりとする。

(1) 中山みどりの森保育園

(2) 名和さくらの丘保育園

(3) 大山きゃらぼく保育園

(事業の実施日及び実施時間)

第5条 事業を実施する日は、毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除くものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 実施施設に特別な事情がある日

2 事業を実施する時間は、午前7時30分から

(新設)

(新設)

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 非定型的保育サービス 保護者の就労形態やボランティア活動等への参加により、家庭における保育が断続的に困難となる場合に、児童を週3日を限度として受け入れるサービス

(2) 緊急保育サービス 保護者の傷病、入院や冠婚葬祭、地域活動等への参加等により、緊急・一時的に保育の必要な児童を受け入れる保育サービス

(3) (略)

(新設)

(実施施設)

第4条 この事業の実施施設は、あらかじめ町長が指定した児童福祉施設とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(事業の実施時間)

(新設)

この事業の実施時間は、実施施設の開所時

午後6時までとする。ただし、実施施設に特別な事情があるときは、この限りではない。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、一時保育利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その利用の可否を決定し、一時保育決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料)

第8条 事業を利用した保護者(以下「利用者」という。)は、次の表に定める世帯の区分に応じた利用料を負担しなければならない。

世帯の区分	利用料
生活保護世帯	児童1人につき1日あたり 0円
生活保護世帯以外の世帯	児童1人につき1日あたり 2,000円

(利用料の減免)

第9条 利用料の減免については、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成29年教育委員会規則第3号)第5条の規定を準用する。

(利用決定の取消)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取消し、一時保育終了通知書(様式第3号)により利用者  
に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

様式第1号(第6条関係)

別紙1 改正後

様式第2号(第7条関係)

別紙2 改正後

様式第3号(第10条関係)

別紙3 改正後

間とする。ただし、実施施設に特別な事情があるときは、この限りではない。

(利用の申請)

第6条 この事業を利用しようとする者は、二時的保育利用申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その利用の可否を決定し、一時的保育決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 事業を利用した保護者(以下「利用者」という。)は事業を実施するために必要な経費の一部として次の表により利用料を負担しなければならない。

区分	児童1人当たりの日額
(新設)	
満1歳から 小学校就学 前の児童	2,000円

(利用料の減免)

第9条 利用料の減免については、大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年大山町規則第7号)第5条の規定を準用する。

(利用決定の取消)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用決定を取消し、二時的保育終了通知書(様式第3号)により利用者  
に通知するものとする。

(1)～(4) (略)

様式第1号(第6条関係)

別紙1 改正前

様式第2号(第7条関係)

別紙2 改正前

様式第3号(第10条関係)

別紙3 改正前

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

## 一時保育利用申請書

年 月 日

大山町長 様

保護者 住所  
氏名  
電話

次のとおり一時保育を申請します。

(ふりがな) 児 童 氏 名			実 施 施 設		
	生年 月 日	年 月 日		歳	
利用期間	年 月 日	～	年 月 日		
保育時間	午前 時 分	～	午前 時 分 午後		
(利用する具体的理由)					
(備 考)					
生活保護適用の有無	無 ・ 有 ( 年 月 日開始)				

別紙1 改正前

様式第1号(第6条関係)

一時的保育利用申請書

年 月 日

大山町長 様

保護者 住所  
氏名  
電話



次のとおり一時的保育を申請します。

(ふりがな) 児 童 氏 名	男 女	利用保育所		保育所	
		生年 月 日	年 月 日	歳	
利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
保育時間 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分					
(利用する具体的理由)					
(備考)					

様式第2号(第7条関係)

## 一時保育利用決定(却下)通知書

年 月 日

様

大山町長

印

年 月 日付で申請のありました一時保育利用については、次のとおり決定しましたので通知します。ただし、利用期間中において状況に変化があった場合は、変更することがあります。

実施施設名	決定番号			
児童氏名	年 月 日生	年齢	歳	
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
利用料	円			
摘要				
却下理由				

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第2号(第7条関係)

## 一時的保育利用決定(却下)通知書

年 月 日

様

大山町長

印

年 月 日付で申請のありました一時的保育利用については、次のとおり決定しましたので通知します。ただし、利用期間中において状況に変化があった場合は、変更することがあります。

利用保育所名	保育所	決定番号		
児童氏名	年 月 日生	年齢	歳	
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
経費負担額	円			
摘要				
却下理由				

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対し審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町を被告として(訴訟において大山町を代表する者は大山町長となります。)、提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別紙3 改正後

様式第3号(第10条関係)

一時保育終了通知書

年 月 日

様

大山町長

印

次の児童の一時保育の利用については、終了しましたので通知します。

実施施設名		決定番号	
児童氏名	年 月 日生	年齢	歳
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
終了年月日	年 月 日		
終了理由	(1) 一時保育の必要がなくなった (2) その他		
摘要			

様式第3号(第10条関係)

一時的保育終了通知書

年 月 日

様

大山町長

印

次の児童の一時的保育の利用については、終了しましたので通知します。

利用保育所名	保育所	決定番号		
児童氏名	年 月 日生	年齢	歳	
利用決定期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
終了年月日	年 月 日			
終了理由	(1) 一時的保育の必要がなくなった (2) その他			
摘要				

議案第4号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年 3月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛 幸

記

- |       |     |    |    |    |    |   |             |
|-------|-----|----|----|----|----|---|-------------|
| 候補者氏名 | (1) | いの | うえ | かず | おき | 興 | 大山小学校       |
|       | (2) | つ  | だ  | あ  | ゆ  | み | 名和小学校・名和中学校 |
|       |     | 津  | 田  | 亜  | 由  | 美 |             |

詳細は別紙

(別 紙)

(1) 委 嘱 職 名            学 校 医

候補者氏名            いの うえ かず おき  
井 上 和 興 (大山診療所長)

委嘱学校名            大山小学校

発令年月日            令和 3年 4月 1日

(2) 委 嘱 職 名            学 校 医

候補者氏名            つ だ あ ゆ み  
津 田 亜 由 美 (名和診療所長)

委嘱学校名            名和小学校・名和中学校

発令年月日            令和 3年 4月 1日

議案第5号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日

大山町教育委員会  
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町社会教育委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由  
現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 4 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第6号

大山町公民館運営審議会委員の委嘱について

大山町公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日

大山町教育委員会  
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由  
現委員の任期満了によるもの
- 3 委嘱年月日 令和3年年4月1日
- 4 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第7号

大山町青少年育成指導委員の委嘱について

大山町青少年育成指導委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日

大山町教育委員会  
教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町青少年育成指導委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由  
現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 4 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第8号

大山町スポーツ推進委員の委嘱について

大山町スポーツ推進委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年3月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町スポーツ推進委員候補者  
別紙のとおり
- 2 委嘱事由  
現委員の任期満了による
- 3 委嘱年月日 令和3年4月1日
- 4 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで